



27文議第790号  
平成27年11月20日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長  
白石英行

請願の付託について

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ  
所管委員会に付託いたします。

## 委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (3件)	第28号	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
	第29号	消費税率10%への増税中止を求める請願
	第30号	安全保障関連法の廃止を求める請願
厚生 (1件)	第31号	公衆浴場の確保に関する請願
建設 (1件)	第32号	建築紛争の予防と調整に関する請願
文教 (2件)	第33号	文京区として独自に、小、中学校の全学年で35人学級制度の検討の実施を求める請願
	第34号	子どもの成長、発達を保障でき、安心して預けられる区立保育園をはじめとする認可保育園の増設を要望するとともに、保育、子育て支援をすすめるために、区立保育園増設への国庫負担を増額するよう、国へ要請する請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成27年11月18日 第28号
件 名	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹介議員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後楽園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、大レース時は大変な混雑と純粋なスポーツとして楽しむというのとは異なるギャンブル場特有の雰囲気、一般の人は通行しにくい状態です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

現在、文京区は競馬の収益の一部と場外馬券売り場の所在地への寄付金を歳入に充てていますが、区の積立金は622億円に達するなど、財政は豊かです。

一攫千金を夢見て、お金と時間を使い果たす人がいて、負けを取り戻そうとまた賭けてこそ成り立つのがギャンブルです。負ける人たちの再生産に手を貸すようなギャンブルによる税収を当てにするのではなく、働く人たちの収入を増やす施策で税収増をはかるべきです。

場外馬券売り場を撤去してこそ、「文の京」の名に恥じない文京区になります。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

## 請願事項

- 1 場外馬券売り場(後楽園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成 27 年 11 月 18 日 第 29 号
件 名	消費税率 10%への増税中止を求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目 1 番 12 号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

11月16日に内閣府が発表した2015年7～9月期の国内総生産（GDP）速報値は、前期比0.2%減、年率換算0.8%減で、2四半期連続のマイナス成長でした。2期連続マイナスは、消費税増税後の14年4～6月期、同年7～9月期以来です。アベノミクスで加速した円安や株高で大企業が空前の収益を上げても、不安定な非正規雇用の増加が賃金を下落させ、国民の購買力を奪っています。さらに消費税増税や輸入物価の上昇が家計を圧迫しています。

2017年4月から消費税の税率を10%に引き上げることを前提に、与党税制協議会は増税と同時に複数税率の形で軽減税率を導入することを再確認していますが、「軽減」といっても現在と同じ8%を続けるだけで、税率を下げたり、非課税にしたりするわけではありません。一部の品目の税率を低くする複数税率導入は、対象をどうするのか、課税の手続きはどうするのかなど制度が複雑で、麻生太郎財務大臣も「面倒くさい」と言うほどです。

軽減税率などごまかさず、消費税増税はきっぱり中止し、応能負担の原則に立ち、消費税に頼らない道に切り替えることこそ重要です。

以上の趣旨に立って、次のことを求めます。

## 請願事項

- 1 消費税増税を撤回し、10%への引き上げを中止するよう国に求めること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成27年11月18日	第30号
件 名	安全保障関連法の廃止を求める請願	
請 願 者	秦野市鶴巻南四丁目8番C-306号 文京平和委員会 代表 川田正美	
紹介議員	板倉美千代	
請願の要旨	次頁のとおり	
付託委員会	総務区民委員会	

## 請願理由

去る9月19日、集団的自衛権の行使容認を柱とした安全保障関連法（安保法制）が、参議院本会議で可決されました。

この安保法制の成立にあたっては、二つの大きな問題があります。

第一にこの法制は、戦力の不保持や交戦権否認を明記した憲法第9条に違反して、海外での武力行使を可能にするものです。すなわち、①自衛隊が海外の戦闘地域にまで行って軍事支援をすること、②紛争地の治安維持活動などに参加し、武器が使用できるようになること、③集団的自衛権を発動し、他国の戦争にも参戦することで、これらはこれまでの日本政府がとっていた「専守防衛」の安保政策での大きな転換を意味します。

第二にこの法制は、多くの憲法学者、内閣法制局長官、最高裁判事経験者が違憲性を指摘しています。また国会における政府の説明は極めて不十分のまま、審議を尽さずに国民の大きな反対を無視して強行採決されたことは重大で決して看過できないものであり、立憲主義に反することです。

よって私たちは、以下のことを強く求めます。

## 請願事項

- 1 「安全保障関連法」を廃止するよう、国に求めること。



請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成27年11月18日 第31号
件 名	公衆浴場の確保に関する請願
請 願 者	文京区千駄木一丁目22番22号 藤代東洋夫
紹介議員	金子てるよし 浅田保雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

都内では公衆浴場が平成 25 年は 35 軒、平成 26 年は 37 軒減少し、669 軒（平成 26 年末）となりました。(注) 平成 25 年度公衆浴場対策事業調査報告書によると平成 25 年秋に、都内の公衆浴場 647 軒中「転廃業の予定」「いずれは転廃業」と答えたのは 291 軒で、うち約 90 軒は 5 年以内の廃業を検討していましたから、公衆浴場の減少は予想を上回る状況です。

文京区内では公衆浴場は 7 箇所となり、私たちが暮らす町、根津・弥生には既に公衆浴場が無く、千駄木 1～4 丁目、向丘、西片、本郷、湯島、本駒込、千石へと浴場空白が続いています。

一方で、高齢者が 1 回 100 円で浴場を利用できるシニア入浴券は好評で、谷中や池之端、巢鴨の浴場でも「使用できるように」という声があがっています。区民が百円で入れる湯遊入浴デーには家族連れで利用し、カランを待つ列ができたり、銭湯入口に「混み合っておりますので改めてお出かけください」と貼り紙がされる銭湯もあるほどです。夜遅くに若者・大学生が多く利用する銭湯もあります。銭湯は公衆衛生上、無くてはならない施設であると同時に、高齢者の健康を支え、みんなの楽しみになっています。

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第 3 条は「国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない」と定めています。千代田区や港区、中央区が公衆浴場をつくっているように、区として浴場確保の取り組みが必要です。

公衆浴場、行政、利用者の私たちが立場の違いを超えて一緒になって考えてゆかなくてはならない問題だと思います。この請願は、区の新たな取り組みで浴場廃業を止め、公衆浴場を確保していただきたいとの思いで提出するものです。

(注) 東京都生活文化局 東京暮らし Web 東京の公衆浴場の現況

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/yokujyo/genjo.html>

## 請願事項

- 1 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づいて、区として浴場空白地域に公設民営などの方式で公衆浴場をつくってください。
- 2 シニア入浴券は、隣接区の公衆浴場のうち、文京区民の利用が多い公衆浴場で利用できるようにしてください。
- 3 区民が毎月第 2、4 日曜日に一回 100 円で入浴できる「湯遊入浴デー」の回数を増やしてください。
- 4 区として公衆浴場のガス代助成を行い、経常経費の軽減を図ってください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成27年11月18日 第32号
件 名	建築紛争の予防と調整に関する請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外1名
紹介議員	海津敦子 田中和子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には、建築紛争が多発しています。最近も、朝日新聞平成 27 年 11 月 14 日朝刊、東京新聞同日付朝刊に掲載されたように、建築確認が取り消される案件がありました。

建築問題を解決するためには、多様な関係者の複雑な利害を公平に調整することが必要です。現在、文京区には、区と建築物の建築をしようとする事業者（以下、「事業者」といいます。）の協議のための制度と、事業者が区民に説明するための制度はありますが、利害を持つ区民が広く参加できる調整の場がありません。さらに、延べ面積 1 万平方メートルを超える計画については、区の制度はまったく利用できません。

また、違法な建築計画を糺す審査制度、訴訟制度は、基本的に二者間の対立構造をとっており、利害調整の仕組みではありません。こうした現行制度のもとでは、誰にとってもよいことはなく、今回のように事業者も多大な損失を出す場合があります。

こうした事態をなくすためには、事業者、近隣住民、自治体の間で、あらかじめ、計画を公開の場で調整する仕組みが有効です。例えば狛江市、世田谷区、練馬区では、そのような制度があり、有効に機能しています。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

## 請願事項

- 1 建築紛争を予防するため、建築物の規模に関わりなく、公開の場で、区と区民と事業者の三者間で、利害を調整するための制度を設けるように、文京区長に要請してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成27年11月18日 第33号
件 名	文京区として独自に、小、中学校の全学年で35人学級制度の検討の実施を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	関 川 け さ 子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文 教 委 員 会

## 請願理由

子どもたちの成長は、保護者や社会が責任を持たなければなりません。学校生活を楽しく過ごせる環境を整えるのも、大人の大切なことだと考えます。それぞれの子どもたちが持っている個性や理解力の違い、友達交流の入りかたや家庭環境の違いもあります。そうした子どもたちの学習及び、生活指導全般に担任の先生の目が行き届くような、少人数学級を私たちは望みます。

小学校1、2年、中学校1年の35人学級を全学年に拡大し、実現するようという私たちの声は6月定例議会で一部採択され、東京都や国に要望書が提出されましたが、文京区としても独自に、具体的検討を行ってくださるよう、次のようにお願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区として独自に、小、中学校の全学年で35人学級制度の実施を検討してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成27年11月18日 第34号
件 名	子どもの成長、発達を保障でき、安心して預けられる 区立保育園をはじめとする認可保育園の増設を要望す るとともに、保育、子育て支援をすすめるために、区 立保育園増設への国庫負担を増額するよう、国へ要請 する請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹介議員	関 川 け さ 子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

## 請願理由

今年4月、認可保育園に申し込みながら入れなかった文京区の待機児童数は、449人にもものぼっています。そのため、職場復帰の見通しが立たない、しかたなく認可外保育園に決めたが保育料が12万円もする、来年まで待っても認可園に入れるかどうかわからない、など深刻な状況に追い込まれています。

区は今年度も待機児童対策として、認可園を増設するなど、一定区民の要望に応じているものの、そのほとんどが株式会社立です。園庭がなかったり、雨天時、運動や遊びのスペースの確保に無理が生じたりしています。ようやく認可保育園に入れても運営体制や設備の不充分さに不安を募らせている保護者も多くいます。

区民の願いは子ども一人ひとりの成長、発達が保障でき、保育の質が確保される保育園に預けて安心して働けることと考えます。さらに、保育、子育て支援をすすめるために、区立保育園増設への国庫負担を増額するよう国へ要請してください。

## 請願事項

- 1 子どもの成長、発達を保障でき、安心して預けられる区立保育園をはじめとする質の高い認可保育園を増設してください。
- 2 保育・子育て支援をすすめるために、区立保育園増設への国庫負担を増額するよう、国へ要請してください。